別紙１

公共調達監視委員会活動状況報告書

（部局名）　鳥取労働局

１　開催日　令和５年２月２８日（火）

２　委員の氏名及び役職等

委員長	駒井　重忠	弁護士
委員	瀬古　智昭	公認会計士・弁護士
委員	西川　退助	税理士

３　審査対象期間　令和４年７月１日　～　令和４年１２月３１日契約締結分

４　審査契約件数

（１）公共工事

①　競争入札によるもの

・審査対象件数　0 件

・審議件数　0 件

うち、低入札価格調査の対象となったもの　0 件

②　随意契約によるもの

・審査対象件数　0 件

・審議件数　0 件

（２）物品・役務等

①　競争入札によるもの

・審査対象件数　5 件

・審議件数　3 件

うち、契約金額が500万円以上のもの　1 件

うち、参加者が一者しかいないもの　2 件

うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの　0 件

うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が２分の１を超えるもの　0 件

②　随意契約によるもの

・審査対象件数　1 件

・審議件数　1 件

うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの　1 件

うち、企画競争又は公募をしたが、参加者（応募者）が一者しかいないもの　0 件

うち、、契約の相手方が独立行政法人となったもの　0 件

うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が２分の１を超えるもの　0 件

５　審査案件の抽出方法

公共調達監視委員会の抽出委員による抽出を行った。

６　審査結果

不適切等と判断した件数　0 件

結果内容及び措置状況（**具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。**）

所見なし

【本件に係る照会先】
鳥取労働局総務部総務課
課長補佐　清水　仁志
TEL 0857-29-1700

別紙様式１

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果　（公共工事）
審査対象期間　令和4年7月1日～令和4年12月31日契約締結分

〔競争入札によるもの〕

部局名　　鳥取労働局

号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率(%)	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
1	（該当なし）											
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

※備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。
①低入札価格調査の対象となったものにあっては、「低入札」。
②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行されないものにあっては、「未措置」。
③競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札。（募）者数（１者の場合は「１者」、２者の場合は「２者」と付すこと。）。
④新規案件で競争性のない随意契約であるものにあたっては、「新規」。
⑤委託契約金額に占める再委託金額の割合が２分の１を超えるものにあたっては、「再委託」。

別紙様式２

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果　（公共工事）
審査対象期間　令和4年7月1日～令和4年12月31日契約締結分

〔随意契約によるもの〕

部局名　　鳥取労働局

号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
1	（該当なし）												
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

※備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。
①低入札価格調査の対象となったものにあっては、「低入札」。
②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行されないものにあっては、「未措置」。
③競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札。（募）者数（１者の場合は「１者」、２者の場合は「２者」と付すこと。）。
④新規案件で競争性のない随意契約であるものにあたっては、「新規」。
⑤委託契約金額に占める再委託金額の割合が２分の１を超えるものにあたっては、「再委託」。

別紙様式３

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

審査対象期間　令和4年7月1日～令和4年12月31日契約締結分

〔競争入札によるもの〕

部局名　　鳥取労働局

号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率(%)	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
1	マイナンバーカード受付システムの導入にかかる機器等調達	支出負担行為担当官 鳥取労働局総務部長 髙橋　仁 鳥取市富安2丁目89-9	令和4年7月4日	株式会社愛進堂 鳥取県鳥取市商栄町２２１番地１	1270001000005	一般競争入札	4,849,350	3,497,230	72.1%	1者	審議済 (所見なし)	審議済 (所見なし)
2	米子公共職業安定所の窓口案内システムの調達	支出負担行為担当官 鳥取労働局総務部長 髙橋　仁 鳥取市富安2丁目89-9	令和4年7月25日	ＮＩＣ株式会社 京都府京都市下京区四条大宮東入立中町502四条ファーストビル3階	4130001045523	一般競争入札	7,773,700	5,269,000	67.8%	1者	審議済 (所見なし)	審議済 (所見なし)
3	受給資格者のしおり他雇用保険関係印刷物の作成	支出負担行為担当官 鳥取労働局総務部長 髙橋　仁 鳥取市富安2丁目89-9	令和4年8月9日	ニホン美術印刷株式会社 岐阜県大垣市西外側町2-15	1200001014110	一般競争入札	1,904,892	1,105,181	58.0%	5者 H30,R1	審議済 (所見なし)	
4	令和４～８年度鳥取労働局の業務用自動車賃貸借業務一式	支出負担行為担当官 鳥取労働局総務部長 髙橋　仁 鳥取市富安2丁目89-9	令和4年8月9日	智頭石油株式会社 鳥取県八頭郡智頭町智頭６４０番地１	6270001002310	一般競争入札 (総合評価)	8,694,400	5,731,440	65.9%	3者	審議済 (所見なし)	審議済 (所見なし)
5	年度後半における集中的な就職面接会事業	支出負担行為担当官代理 鳥取労働局総務部総務課長 博田　勝彦 鳥取市富安2丁目89-9	令和4年8月22日	株式会社さんぽう 東京都渋谷区初台１－３１－１６	6011301002736	一般競争入札	5,089,040	4,530,684	89.0%	1者 H30,R1	審議済 (所見なし)	
6												
7												
8												
9												
10												

※備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。
①低入札価格調査の対象となったものにあっては、「低入札」。
②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行されないものにあっては、「未措置」。
③競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札。（募）者数（１者の場合は「１者」、２者の場合は「２者」と付すこと。）。
④新規案件で競争性のない随意契約であるものにあたっては、「新規」。
⑤委託契約金額に占める再委託金額の割合が２分の１を超えるものにあたっては、「再委託」。

別紙様式４

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）
審査対象期間　令和4年7月1日～令和4年12月31日契約締結分

〔随意契約によるもの〕　　部局名　　鳥取労働局

号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
1	マイナンバーカード受付システムの導入にかかる回線機器等調達	支出負担行為担当官 鳥取労働局総務部長 髙橋　仁 鳥取市富安2丁目89-9	令和4年7月7日	株式会社愛進堂 鳥取県鳥取市商栄町２２１番地１	1270001000005	会計法第29条の3第4項及び予決令102条の4第3号	1,084,710	1,084,710	100.0%			審議済 (所見なし)	審議済 (所見なし)
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

※備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。
①低入札価格調査の対象となったものにあっては、「低入札」。
②随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行されないものにあっては、「未措置」。
③競争入札、企画競争又は公募をした場合の応札。（募）者数（１者の場合は「１者」、２者の場合は「２者」と付すこと。）。
④新規案件で競争性のない随意契約であるものにあたっては、「新規」。
⑤委託契約金額に占める再委託金額の割合が２分の１を超えるものにあたっては、「再委託」。

令和４年度第２回鳥取労働局公共調達監視委員会議事概要

開催日　　令和５年２月２８日（火）
開催場所　鳥取労働局４階小会議室
出席委員　駒井委員（委員長代理）
　　瀬古委員（抽出委員）
　　西川委員

１．鳥取労働局公共調達審査会審議結果報告

・事務局から、以下とおり報告した。

令和５年２月８日に開催した令和４年度第２回鳥取労働局公共調達審査会において、令和４年７月１日から令和４年１２月３１日までの間における審査対象案件の中で審議を行ったところである。

審査対象の案件は、公共工事は該当事案がなく、物品・役務関係の６件であった。その中で、過去２年間に審議した案件はなく、案件も少ないことから６件全ての案件の審議が行われた。内訳は、一般競争入札５件、随意契約１件である。

審議の結果、全ての案件において特段の問題は見られず、「所見なし」と判断したことを報告する。

２．審議対象案件の抽出について

・抽出委員である瀬古委員により、公共調達監視委員会審議対象一覧表の中から抽出された。

審議対象案件は全部で６件の中から、公共工事は該当事案がなく、物品・役務関係について、契約内容別に考慮しながら、過去に審議した２件の案件を除き抽出されたところである。

その結果、物品・役務の一般競争入札が３件、随意契約１件、計４件となった。

３．審議

（１）マイナンバーカード受付システムの導入にかかる機器等調達（１号案件）

・何か特殊な機器の調達が必要だったのか。

→特殊なものではなく汎用品で調達することにした。

・１者応札の原因は何か。

→A 等級からの問い合わせはあったが、予定価格が高額ではないため、A 等級は仕様書の競争参加資格に該当せず参加できなかったことが原因の一

つと思われる。

・予定価格を決める上で、参考見積をとった業者と入札業者は同じか。

→同じである。

・予定価格に対して入札価格がかなり低額になっているが何故か。

→仕様については本省から示されたものなので、大きく変更したということはなく、示された仕様を基に入札を行った。落札業者は結構な努力をしたと思われる。他の業者も落札する可能性はあるが、結果的に応札は１者だった。一般市場で金額的には妥当なものと思われる。

・本第 1 号案件に係る回線機器等調達が第 4 号案件にあり、それについては随意契約になっているが、分離発注の意図はあるのか。

→タブレット端末等は数量が決まっていたが、光回線の導入状況が不明で、回線状況を把握する時間が必要だったため、分割発注とした。

・本第 1 号案件は全国的に発注されているものであるが、スタートは一緒か。

→試行が始まってから発注している労働局も全国的にはあった。

・第 4 号案件も本第 1 号案件の落札業者だが、本第 1 号案件の参考見積と一緒にとったのか。

→別々にとっている。

（２）米子公共職業安定所の窓口案内システムの調達（２号案件）

・今回の発注は経年劣化によるものだが、以前のシステムはいつごろ調達したものか。

→平成 24 年からなので１０年以上前からである。

・故障が頻発していたとのことだが、どのような故障か。

→電源が入らないことが頻繁にあった。数日間使えないこともあった。古い機器でメンテナンスができない状況であった。

・落札業者が一番低価格だったので落札したのだが、平均的に他業者は入札価格が高いのか。

→そうだと思う。落札業者はなぜ入札金額を低く抑えられたかは不明だが、鳥取公共職業安定所の窓口案内システムを落札した業者と同じだったので、そのときの金額も参考にしたかもしれない。

・追加予算で調達したようだが、何社か参考見積をとっているか。また、その業者は応札していないのか。

→参考見積を依頼した業者は落札業者以外の他の業者にも参考見積を依頼したが、金額が高すぎるものであった。応札は落札業者のみで他の業者からの応札はなかった。

・公告期間は何日か。それは、最低ラインか。
→閉庁日を除いて１０日間、最低ラインである。

（３）令和４～８年度鳥取労働局の業務用自動車賃貸借業務一式（３号案件）
・本省から示されている交換対象基準は何か。
→１０年、１２万キロの基準があるが、全国の労働局からの要望の中から、本省による調整で決定される。
・リース契約をするのは何か定められているものでもあるか。
→複数年契約で金額を抑えるため、リース契約としている。

（４）マイナンバーカード受付システムの導入にかかる回線機器等調達
・「随意契約理由書」の理由について、第１号案件で調達しようとしていたのは汎用品だったと思うが、本第 4 号案件は落札業者以外でも可能ではないか。また、第１号案件の業者にした理由は何か。
→第 1 号案件の機器調達については納入期限を 8 月末までとしており、回線機器の接続準備が他業者に依頼した場合、納入期限内に間に合わないと判断した。
・全国的に分割発注をしているか。
→入札の労働局もあればそうでない労働局もある。
・第１号案件と一括で発注したほうがよかったのではないか。
→各安定所によって回線が異なっていたため、状況を確認してもらったうえで一括発注したほうがよいと判断した。
・見積合わせは行ったか。
→行っていない。

４．審議結果
各案件について「所見なし」とする。
なお、審議中の意見等今後の調達事務の参考とされたい。